

古着を売るつもりが・・・ 貴金属を買い取られた！

【相談】

「リサイクルショップを開設するので、古着や陶器などどんなものでも買い取る」と女性から電話があり、訪問を了承した。古着などを準備して待っていると、来訪したのは男性で、「買い取るのは貴金属、テレカ、切手だけ。貴金属があれば見せてほしい」と言われた。電話の説明と違うと戸惑ったが、すでに家の中に通して断りにくかったため、しかたなく指輪2個を見せた。業者は結局この指輪を6千円で買い取っただけで帰って行った。冷静に考えると、最初から貴金属だけが目当てだったのではないか。騙されたようだ。(60歳代 女性)

ひとこと助言



☆「不用品を買い取る」などと電話があり、そのつもりで来訪を承諾したのに、実際は当初の話にはなかった貴金属の買い取りを持ちかけられるという訪問買取の相談が寄せられています。

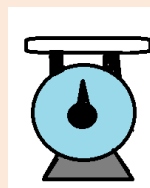
☆事例の他にも、目を離した隙にアクセサリーを壊され、「壊れているから使えませんね」などと言われ無理やり買い取られたなどといった強引なケースもあります。

☆クーリング・オフの制度があります。しかし、買い取られた商品は、あとで返品してもらおうとしても、さまざまな理由をつけられて取り戻せないことがほとんどです。買い取ってもらうつもりがないときは、きっぱり断りましょう。

☆困ったときは、消費生活センター（☎631-5455）にご相談ください。



はかりの定期検査



商店、スーパーマーケット、薬局、学校などで取引や証明に使用されている「はかり・分銅・おもり」は、使用状況等により誤差が生じる場合があるため、2年に1度検査する必要があります。定期検査対象の皆さまには、あらかじめお知らせした期間に下記の検査機関担当者が検査に伺いますので、よろしくお願ひします。

(検査日程) 平成29年4月3日から平成29年8月31日まで
(検査機関) 一般社団法人 東京都計量協会

ご連絡ください。

取引・証明用のはかり・分銅・おもりを使用していて、今まで定期検査を受けたことがない場合は、消費生活センター（電話番号042-631-5456）までご連絡ください。

また、定期検査後に、新規購入などにより台数を変更した場合や使用を停止した場合もご連絡ください。

「第2期消費生活基本計画」及び「消費者教育推進計画」を策定しました。

両計画は消費生活センター、各図書館、市ホームページでご覧になれます。これらの計画に基づいて種々様々な事業を進めます。

詳しくは、消費生活センターにお問い合わせください。 電話 631-5456 へ

八王子市消費生活センター

相談受付日時：月曜日～土曜日（祝・休日、年末年始を除く）

※クリエイトホール臨時休館日は電話相談のみ

午前9時～午後4時30分

(相談専用電話) 042-631-5455

*相談は無料、秘密は厳守します。

*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。



八王子市消費生活センター（開館：午前8時30分～午後5時）

〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階

☎631-5456 FAX643-0025